

◎新潟県告示第1090号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する第105条の2第2項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

なお、当該同意に基づく共済契約締結の申込み又は規約設定に係る義務の効力は、平成24年9月17日から生ずるものとする。

平成24年9月7日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 発起人の住所及び氏名
新潟県佐渡市赤泊2456
新保定置組合 代表 仁科 淳
新潟県佐渡市江積無番地
江積水産組合 代表 佐藤 喜一
- 2 区域
佐渡漁業協同組合の地区のうち旧赤泊漁業協同組合、旧羽茂漁業協同組合及び旧小木町漁業協同組合の区域
- 3 区分
大型定置漁業
- 4 届出年月日
平成24年9月6日